

化管法に関する懇談会報告書 環境省



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、化管法）の見直しに向けた「化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会」の報告書がまとめられ、環境省から公表されました。

この懇談会は、化管法が施行 7 年後にあたる平成 19 年 3 月に、施行状況検討結果に基づき、必要な措置を講ずることと規定されているため、化管法に基づく(1)化学物質排出・移動量届出（以下、PRTR）制度、(2)化学物質安全性データシート（以下、MSDS）制度、(3)化学物質自主管理等の実施状況を点検し、今後の課題及び対応の方向について検討しており、5 回の会合を経て報告書を取りまとめました。

報告書では、化管法の効果として、施行当初に比べ PRTR 対象物質の届出排出総量が 14%減少するなどの化学物質排出抑制効果を評価しましたが、PRTR 制度の課題として、(1)有害性データと組み合わせた解析、排出量増減要因の把握、(2)廃棄物としての移動に関する届出事項の拡充、(3)化学物質の製造・使用量及び貯蔵量を届出事項に追加することの更なる検討、(4)「化学物質の分類・表示に関する世界調和システム」（以下、GHS）等を踏まえた対象物質の見直し、などが挙げられています。

また、MSDS 制度では、(1)GHS への適合の推進、(2)有害性データの提出や製造量の届出、製品の表示等の措置を定めている化学物質審査規正法との一体的な検討の必要性、を提言しました。

この懇談会の報告を踏まえ、今秋から、中央環境審議会において指摘された論点について見当を開始するとの事です。

当社では、PRTR 制度に基づく有機溶剤や化学物質等の分析を行っております。お気軽にご相談下さい。

資料 2006 年 9 月 21 日付 環境省報道発表資料
2006 年 9 月 21 日付 EIC ネット

機器分析箇所 山田悠貴